

免許更新時の教示文不交付に伴う御連絡

運転免許証の更新時に、ゴールド免許証以外の方に交付すべき教示文を一部の方々に交付していなかったことが判明しました。

対象者の方は、教示文をご確認のうえ、更新処分に対して不服のある方や不明な点がある方は下記まで御連絡をお願いします。

対象者の方々には深くお詫び申し上げます。

群馬県警察本部 交通部運転免許課長

お問合せ先

運転免許課免許係 027-253-9300 (代表) 内線(230)
月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15

手続きに誤りのあった警察署等は次のとおりです。

運転免許課	富岡署	高崎署	伊勢崎署	太田署	大泉署
館林署	桐生署	渋川署	沼田署	吾妻署	長野原署

教示文

免許証の更新手続きをされた皆さんへ

群馬県公安委員会

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。